

令和元年 8 月 13 日

岩国市長 福田 良彦 様

岩国市監査委員 平井 健司
岩国市監査委員 品川 充洋
岩国市監査委員 片岡 勝則

平成 30 年度岩国市健全化判断比率及び資金不足比率審査
意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）
第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により令和元年 8 月 1 日付けて
審査に付された平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足
比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行ったので、次のとおり意見書を提出します。

平成 30 年度岩国市健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

平成 30 年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

（単位：%）

比率名	健全化判断比率			早期健全化基準	財政再生基準
	平成30年度	平成29年度	増減		
①実質赤字比率	—	—	—	11.59	20.00
②連結実質赤字比率	—	—	—	16.59	30.00
③実質公債費比率	5.1	6.9	△1.8	25.0	35.0
④将来負担比率	4.3	5.5	△1.2	350.0	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成 30 年度決算において、黒字となっており、実質赤字は生じていないため、国の示す基準では健全段階の範囲となっている。

② 連結実質赤字比率について

平成 30 年度決算において、連結実質収支は黒字となっており、国の示す基準では健全段階の範囲となっている。

③ 実質公債費比率について

平成 30 年度決算において、実質公債費比率は 5.1 パーセントで、前年度に比べ 1.8 ポイント改善しており、早期健全化基準の 25.0 パーセントを 19.9 ポイント下回っている。また、地方債発行の許可基準である 18.0 パーセントを下回っている。

④ 将来負担比率について

平成 30 年度決算において、将来負担比率は 4.3 パーセントで、前年度に比べ 1.2 ポイント減と着実に改善されており、早期健全化基準の 350.0 パーセントを下回っている。

平成 30 年度岩国市簡易水道事業特別会計外 6 特別会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

平成 30 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位 : %)

特 別 会 計 名	資 金 不 足 比 率			経 営 健 全 化 基 準
	平成 30 年 度	平成 29 年 度	増 減	
簡易水道事業	—	—	—	20. 0
農業集落排水事業	—	—	—	20. 0
特定地域生活排水処理事業	—	—	—	20. 0
周東食肉センター事業	—	—	—	20. 0
観光施設運営事業	—	—	—	20. 0
錦帶橋管理	—	—	—	20. 0
市場事業	—	—	—	20. 0

(2) 個別意見

いずれの特別会計の決算をみても、経営健全化審査における資金不足は生じておらず、国の示す基準では健全段階の範囲となっている。

平成 30 年度岩国市水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

平成 30 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位 : %)

会 計 名	資金不足比率			経営健全化基準
	平成 30 年度	平成 29 年度	増減	
水道事業	—	—	—	20.0

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

決算審査意見書に記載した水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は 248.2 パーセントであり、流動負債に対し、流動資産は大きく上回っている。

したがって、経営健全化審査における資金不足は生じていない状況にあるため、国の示す基準では健全段階の範囲となっている。

平成 30 年度岩国市工業用水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

平成 30 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率			経営健全化基準
	平成 30 年度	平成 29 年度	増減	
工業用水道事業	—	—	—	20.0

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

決算審査意見書に記載した工業用水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は 1,383.9 パーセントであり、流動負債に対し、流動資産は大きく上回っている。

したがって、経営健全化審査における資金不足は生じていない状況にあるため、国の示す基準では健全段階の範囲となっている。

平成 30 年度岩国市病院事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

平成 30 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率			経営健全化基準
	平成 30 年度	平成 29 年度	増減	
病院事業	—	—	—	20.0

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

決算審査意見書に記載した病院事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は 727.5 パーセントで、病院ごとにみても、錦中央病院が 686.1 パーセント、美和病院が 770.7 パーセントとなっており、いずれも流動負債に対し、流動資産は大きく上回っている。

したがって、経営健全化審査における資金不足は生じていない状況にあるため、国の示す基準では健全段階の範囲となっている。

平成 30 年度岩国市下水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

平成 30 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率			経営健全化基準
	平成 30 年度	平成 29 年度	増減	
下水道事業	—	—	—	20.0

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

決算審査意見書に記載した下水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は 54.3 パーセントであり、流動負債に対し、流動資産は下回っている。

ただし、経営健全化審査における資金不足は生じていない状況にあるため、国の示す基準では健全段階の範囲となっている。